

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県福祉サービス第三者評価認証及び基準等委員会の項の次に次のように加える。

奈良県地域福祉推進 計画策定委員会	奈良県地域福祉推進計画に関する重要事項について の審議に関する事務
奈良県福祉・介護人材 確保協議会	介護その他の福祉の人材の確保等に関する重要事項に ついての審議に関する事務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。